

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十二号

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
 - 第二章 救護施設（第八条―第十五条）
 - 第三章 更生施設（第十六条―第二十二条）
 - 第四章 授産施設（第二十三条―第二十九条）
 - 第五章 宿所提供施設（第三十条―第三十六条）
 - 第六章 医療保護施設（第三十七条）
 - 第七章 雑則（第三十八条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定に基づき、保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第二条 保護施設は、利用者（保護施設を利用する要保護者をいう。以下同じ。）に対し、健全な環境の下で、社会福祉を目的とする事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第三条 保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（職員の資格要件）

第四条 保護施設（医療保護施設を除く。次条において同じ。）の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。）に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる

者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第五条 保護施設の職員は、専ら当該保護施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第六条 保護施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的な計画を立てなければならない。

2 保護施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情への対応)

第七条 保護施設の設置者は、利用者に対して行った処遇に関する当該利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設の設置者は、前項の苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 保護施設の設置者は、利用者に対して行った処遇に関し、法第十九条第四項に規定する保護の実施機関（次項において「実施機関」という。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 保護施設の設置者は、実施機関から前項の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。

5 保護施設の設置者は、社会福祉法第八十五条第一項の規定により運営適正化委員会が行う調査に誠意をもって対応し、苦情の解決に努めなければならない。

第二章 救護施設

(職員の配置の基準)

第八条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

一 施設長

二 医師

三 生活指導員

四 介護職員

五 看護師又は准看護師

六 栄養士

七 調理員

2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、おおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。

3 サテライト型施設（救護施設のうち、本体施設（当該サテライト型施設を設置する者により設置された救護施設であつて、当該サテライト型施設に対する支援機能を有するものをいう。以下同じ。）との密接な連携を確保しつつ、入所者が二十人以下で、本体施設とは別の場所で運営されるものをいう。以下同じ。）を本体施設の設置者が設置する場合にあつては、当該サテライト型施設の職員は、本体施設の職員を兼ねることができる。

（設備の基準）

第九条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であつて、火災の際の入所者の安全性が確保されていると認められるものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

一 スプリンクラーの設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、第八条に基づき置くべき職員の数を超える数の職員を置くこと等により、火災時の円滑な避難が可能であること。

3 救護施設は、当該救護施設の用に供する専用の設備として次に掲げるものを設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等（サテライト型施設にあつては、本体施設（）の設備を利用することにより当該救護施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けず、又は

当該救護施設の専用のものとしなないことができる。

- 一 居室
 - 二 静養室
 - 三 食堂
 - 四 集会室
 - 五 浴室
 - 六 洗面所
 - 七 便所
 - 八 医務室
 - 九 調理室
 - 十 事務室
 - 十一 宿直室
 - 十二 介護職員室
 - 十三 面接室
 - 十四 洗濯室又は洗濯場
 - 十五 汚物処理室
 - 十六 霊安室
- 4 前項第一号の居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者に使用させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。
- 5 第三項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- 一 居室
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、三・三平方メートル以上とすること。
 - ハ 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ニ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - ホ 特別居室は、原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - イ 静養室
 - イ 医務室又は介護職員室に近接して設けること。
 - ロ 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ハ イ及びロに定めるもののほか、前号イ、ハ及びニに定めるところによること。

三 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

四 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

五 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を備えること。

六 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・三五メートル以上（中廊下の幅にあつては、一・八メートル以上）とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜は、緩やかにすること。

（衛生管理等）

第十条 救護施設の設置者は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設の設置者は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（生活指導等）

第十一条 救護施設の設置者は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設の設置者は、入所者に対し、その精神及び身体の条件に応じ、精神及び身体の機能を回復し、又は当該機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第十二条 救護施設の設置者は、入所者に係る知事が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準じるもの（当該金銭の運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(規模)

第十三条 本体施設の施設並びに設備及び備品は、三十人以上の人員を入所させることができるものでなければならない。

2 サテライト型施設の施設並びに設備及び備品は、五人以上の人員を入所させることができるものでなければならない。

(居室の定員)

第十四条 救護施設の一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(被保護者の割合)

第十五条 救護施設の入所者のうちに被保護者の占める割合は、おおむね百分の八十以上でなければならない。

第三章 更生施設

(職員の配置の基準)

第十六条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

一 施設長

二 医師

三 生活指導員

四 作業指導員

五 看護師又は准看護師

六 栄養士

七 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所者の数が百五十人以上の更生施設にあつては六人以上、入所者の数が百五十人を超える更生施設にあつては六人に百五十人を超えて四十人を増すごとに一人を加えて得た数以上とする。

(設備の基準)

第十七条 更生施設は、当該更生施設の用に供する専用の設備として次に掲げるものを設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けず、又は当該更生施設の専用のものでないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 集会室
- 四 食堂
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 作業室又は作業場
- 十 調理室
- 十一 事務室
- 十二 宿直室
- 十三 面接室
- 十四 洗濯室又は洗濯場

2 前項第九号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第九条第一項、第二項、第五項第一号（ホを除く。）及び第二号から第六号まで並びに第六項の規定を準用する。

（生活指導）

第十八条 更生施設の設置者は、入所者の勤労意欲を高めるとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

（作業指導）

第十九条 更生施設の設置者は、入所者に対し、前条の更生計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。

（規模）

第二十条 更生施設の施設並びに設備及び備品は、三十人以上の人員を入所させることができるものでなければならない。

（被保護者の割合）

第二十一条 更生施設の入所者のうちに被保護者の占める割合は、おおむね百分の八十以上でなければならない。

(準用)

第二十二条 第十条、第十二条及び第十四条の規定は、更生施設について準用する。

第四章 授産施設

(職員の配置の基準)

第二十三条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

一 施設長

二 作業指導員

(設備の基準)

第二十四条 授産施設は、当該授産施設の用に供する専用の設備として次に掲げるものを設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けず、又は当該授産施設の専用のものでないことができる。

一 作業室

二 作業設備

三 食堂

四 洗面所

五 便所

六 事務室

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 作業室

イ 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

ロ 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 便所 男子用と女子用を別に設けること。

(自立指導)

第二十五条 授産施設の設置者は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(工賃の支払)

第二十六条 授産施設の設置者は、生産活動に従事している利用者には、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(規模)

第二十七条 授産施設の施設並びに設備及び備品は、二十人以上の人員を利用させることができるものでなければならない。

(被保護者の割合)

第二十八条 授産施設の利用者のうちに被保護者の占める割合は、おおむね百分の五十以上でなければならない。

(準用)

第二十九条 第十条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。この場合において、第十条第一項中「入所者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第五章 宿所提供施設

(職員の配置の基準)

第三十条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

(設備の基準)

第三十一条 宿所提供施設は、当該宿所提供施設の用に供する専用の設備として次に掲げるものを設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該宿所提供施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けず、又は当該宿所提供施設の専用のものとしなければならないことができる。

一 居室

二 炊事設備

三 便所

四 面接室

五 事務室

2 前項第二号の炊事設備のうち火気を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第九条第五項第一号（ホを除く。）並びに第六項第一号及び第二号の規定を準用する。

(生活相談)

第三十二条 宿所提供施設の設置者は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(規模)

第三十三条 宿所提供施設の施設並びに設備及び備品は、三十人以上の人員を利用させることができるものでなければならない。

(居室の利用世帯)

第三十四条 宿所提供施設の設置者は、やむを得ない理由がある場合を除き、一の居室を二以上の世帯に利用させてはならない。

(被保護者の割合)

第三十五条 宿所提供施設の利用者のうちに被保護者の占める割合は、おおむね百分の五十以上でなければならない。

(準用)

第三十六条 第十条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。この場合において、第十条第一項中「入所者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第六章 医療保護施設

第三十七条 医療保護施設の設置者は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の定めるところにより当該医療保護施設を管理し、運営しなければならない。

第七章 雑則

(規則への委任)

第三十八条 この条例に定めるもののほか、保護施設の設備及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。